

日本ゴムトレーディング協会
技術的格付ゴム国際契約書（和訳版）

1971年9月24日オタワで開催された国際ゴム協会創立総会において採択。

1975年11月1日ジャカルタで開催の第2回隔年総会、1977年6月17日ロンドンで開催の臨時総会及び1979年12月14日のシンガポールで開催の臨時総会において改定。

日本ゴム輸入協会制定・日本向け特別条項

1981年12月14日に日本ゴム輸入協会により採択。

1984年3月

一般社団法人 日本ゴムトレーディング協会

目 次

	(頁)
国際契約書	1
国際契約条件	
1. 数量	3
2. 検量	3
3. 保険	4
4. 船積み	5
5. 包装規格	7
6. 品質	7
7. 見本抽出	7
8. (A) 技術的格付にかかるクレーム	9
(B) 包装状態にかかるクレーム	10
(C) クレーム — 一般条項	10
(D)	12
9. 契約の履行不能	12
10. 申告	12
11. 海上運賃	13
12. 仲裁	14
13. 用語	15
14.	16
15.	16
術語解説	16
日本ゴム輸入協会制定・日本向け特別条項	19

技術的格付ゴム
(ヘビア ブラジリエンス)
国際契約書

当社は、以下に記載又は引用した条件を含む本契約書の条件に基づき、本日、貴社.....
..... に対し(から)次の技術的格付ゴム(ヘビアブラジリエンス)を
販売(購入)いたしました。

契約番号 '19 年 月 日

格 付:

数 量:

包 装:

船 積 港:

仕 向 港:

契約の型式(C & F / CIF / FOB):

価格(1キログラム又は1ポンド当り):

海上運賃:前払い/仕向地払い

船積期限/船名:

ブローカー/仲介業者:

仲買手数料/コミッション:

支払い条件:

仲 裁:地域センターとしての東京において(又は において)

備 考:

技術的格付ゴム国際契約書に適用される法令及び規定並びに本契約日に有効な日本ゴム
輸入協会・特別取引条件に準拠する。

買主(売主)

上記を確認する。

売主(買主)

国際契約条件 — T S ラバー

(技術的格付ゴム)

1. 数 量

本条件に基づく契約は、契約数量についてのみ適用され、船積数量は契約書において買主と売主により合意されるものとする。契約数量と実際の船積数量の不一致から生ずる紛争は、買主と売主の間で解決されるべきものとし、その協議が不調に終わったときは、仲裁々定により解決されるものとする。

用語「トン」とは、1000キログラムの1メートルトンを意味するものとする。契約重量が封度で表示されるときは、2.205ポンドをもって1キログラムとする。

契約数量の指定に使用される「約」とは、契約重量と船積重量間の過不足が契約数量又は船荷証券数量、又は月単位契約数量の $\frac{1}{2}\%$ を越えないことを意味する。 $\frac{1}{2}\%$ を越え1%まで(1%を含む)の過不足は、契約価格で仕切るか、又は逆仕切りが行われるものとする。過不足が1%を越え、これについて買主と売主の協議が不調に終わったときは、概算重量で計算された、契約数量又は契約数量の月単位部分を上回る過不足の全部について、契約所在地地域センターにおける仲裁々定により定められた価格で、(場合に応じ)仕切り又は逆仕切りが行われるものとする。

2. 検 量

買主は、ゴムの検量を揚地港、又は消費者工場のいずれかにおいて行う選択権を有する。

(A) 船積重量と陸揚重量の間に確認された重量差は、(輸送途上の窃盗、盗難、損傷分を除き)売主負担とし、契約価格で仕切り、又は逆仕切りが行われるものとする。

陸揚げ重量は、検量された場合、宣誓検査士又は類似機関により証明されるものとする。(サンプル重量も含められる。)陸揚げ重量は、ゴムが

揚地港、又は工場のいずれで検量されるかを問わず、荷揚げ日より75日以内に売主に通知されるものとする。

(B) 陸揚げ重量を確認するためには、各船荷証券は、そのサブマークとはかかわりなく、それぞれ別個の契約として取扱われるものとする。

1つひとつのブロックがばらで船積みされた場合は、ブロック総量の10%が検量されるものとする。正味陸揚げ重量は、風袋を除去したあとでブロックを検量し、得られるものとする。

パレット詰めによる船積みの場合はユニット数の10%（これに最も近い上位整数）のパレットを解体し、ゴムを取り出し、その正味重量を測定するものとする。

検量は、1回の作業で通常200キログラム（又は450ポンド）の分量について行い、その重量は最も近い200グラム又は $\frac{1}{2}$ ポンドの数値まで記録するものとする。1回の作業で200キログラム（又は450ポンド）より大きいか、又は小さい分量を測定することは、検量結果が上記と同じ比率で正確に記録されることを条件に、これを行うことが出来るものとする。

重量不足が発見され、それがインボイス重量の $\frac{1}{2}$ %を越えるときは、検量コスト（及び必要に応じてパレットの再組立てコスト）は売主負担とし、 $\frac{1}{2}$ %を越えないときは、買主負担とする。

(C) 1バール当り重量の過不足は、たとえ出荷総量については、第1項「数量」に規定する許容範囲内であっても、契約書規定標準重量の3%を越えてはならないものとする。しかしながら、いかなる状況の下においても、見本抽出済みバールであることがはっきり明示されたサンプルバールについては、この規定は適用されないものとする。（注 このC項は1983年6月17日の国際ゴム協会臨時総会で採択。）

3. 保 険

保険条件については、契約時において、買主・売主間で合意されるものとする。

4. 船 積 み

(A) ゴムは、契約条件に基づき、積地港で船積荷役を行っているか、又は船積荷役を開始している（及び船積日までそこで継続的に荷役を行っている）1隻又は複数の船舶（汽船又は発動機船）により積み出されるものとし、その船舶は直行及び／又は直行でなく航行し、他港に寄港し、及び／又は他港で積替え行い自由を有する。また、ゴムはこれらの船舶で沿岸港を経由し、その後、鉄道で輸送されることも認められる。

ゴムは、仕向地へ出航する1隻の船舶により積出されなければならない、もし積替えが行われる場合は、通し船荷証券に基づき輸送されなければならない、通し船荷証券によらない場合は、その船荷証券は船舶会社により裏書きされるか、又は積替えが完了したこと、及びゴムが上記の仕向地行き船舶に実際に積載されていることを示す船舶会社の証明書を取得しなければならない。

ゴムが月単位の船積条件でもしくは月単位の船積条件の特定一部に対して販売されるときは、月単位の船積み、又は月単位船積条件の特定一部の船積みは、これを個別の契約として扱い、個別の船荷証券を必要とするものとする。

船荷証券の日付は、決定的反証がない限り、船積日時を示す証拠となるものとする。

契約船積期限の翌月の日付をもつ船荷証券については、当該証券が船主又は船主に代る委任代理人により裏書きされ、又は署名された下記保証を有するときに限り、これを有効なものとする。

「本船は、 月に船積港で積載を開始し、船荷証券の日付である船積日まで継続的に同港で積載荷役を行ったことを保証する」

契約船積期限の前月の日付をもつ船荷証券については、当該証券に下記保証裏書きがあり、かつ運送人又はその委任代理人の署名があるときは、これを有効なものとする。

「本船は、船荷証券の日付から船積港において継続的に積載荷役を行

又は蒙った費用は、すべて船腹供給責任を有する当事者の負担とする。

5. 包装規格

包装は、本契約の締結時、買主と売主により合意されるべきものとし、すべて輸出に適したものでなければならない。欠陥を有し、汚れたパッキングは認められない。

6. 品 質

(A) 品質は、販売されたゴムの等級について、契約時に刊行されている最新の技術規格書に準拠するか、又は売主と買主の合意に従うものとする。各場合において、すべてのロットは規格書、検査証明書の双方、或はいずれか一方が添付されるものとする。

(B) ゴムには、本質的にカビがあってはならないが、ブロック表面の乾燥カビの痕跡については、これをもって不服を申し立てられないものとする。

ゴムの中に散在する白色の斑点 (White flecks) については、不服を申し立てられないものとするが、生のゴム (Virgin rubber) は許容されない。過度のカビ又は生のゴム (Virgin rubber) にかかる苦情を提起する場合は、第7項 (C) (iii) に従い見本が提出されなければならない。

7. 見本抽出

(A) ゴムの品質にかかるクレームを立証するために採取される見本は、清潔なナイフで、表面積の最も大きな面に対し垂直に、ブロック全体を通して切断されるものとする。その試験片は、直ちにテストされないときは、密閉容器に入れ、その容器は直ちにシールし、テストされるまでシールされたままとする。かかる1個又は数個の見本は、公認サンプラーにより、又は買主代理人と売主代理人の共同により、揚地港又は消費者の工場において、又は買主と売主が別途合意した地点において、採取出来るものとする。

(B) 売主が代理人を指名しなかった場合は、見本のラベルは独立公認サンプラーと買主の双方により署名、シールされ、これが売主により受諾されるものとする。

サブマークがある場合は、売主は最終申告書をもって通知することにより、サブマークごとの見本採取（可能であることを前提に）を要求する権利を有するものとする。見本採取にかかる追加費用は、これがかかった場合、売主負担とする。

(C) いかなる積荷も、1つひとつのブロックについても、又は船荷証券数量全体についても、品質サンプルを抽出することが出来る。

(i) 見本採取が個々のブロックについて行われる場合は、600グラム以上1,000グラム以下の分量のゴムが採取されるものとする。

(ii) (a) 見本採取が全体としては船荷証券数量について、かつ1つひとつのブロックについて行われる場合は、最低2個、最高20個を条件に、ブロック総数の10%が無作為に抽出されるものとする。かかる見本抽出手続は、50トンを超えない船荷証券数量を基準とするものである。

(b) パレット単位の場合の見本採取は、2つの別個のユニットのそれぞれから1個のブロックを抽出することを最低条件として、パレット数の10%（必要ならば次の上位整数のユニット）から無作為に抽出されるものとする。抽出されたどのユニットからも4個以上のブロックを抽出することは出来ない。

(c) 船荷証券数量が50トンを超える場合は、見本抽出は比例配分基準で行われるものとする。

(d) いずれの場合においても、150グラムを超えない分量の試験片は、各見本ブロックから上記(A)に基づき採取されるものとする。品質テストを行うに当っては、かかる試験片は、合意された分析者により、そのすべてが一緒に混合され、均質化され、かつ、二回繰返してテストされるものとする。

(iii) 揮発性物質だけをテストする場合は、1個150グラムの分量の見本がペールのどの部分からでも途切れない状態で採取することが出来る。この場合は、(A)で定められたとおりに採取される必要はない。

パレット積送品を拒否するためには、少なくとも2個のユニットから、4個の別々のブロックを抽出し、(それぞれ150グラムの目方の)見本を最低4個採取し、別々にテストされるべきものとする。これら見本の、揮発性物質にかかるテストの平均結果は、その積送品を受け容れるか否かを決めるために使用されるものとする。

8. (A) 技術的格付にかかるクレーム

(i) クレームの話し合い解決が不調に終わった場合、見本は買主と売主が合意した分析者によりテストされるものとする。この分析者は、(国際契約委員会認定リストから選ばれた)地域試験研究所の一つでなければならない。この分析が決定的なもので、相手当事者を拘束することとなる場合は、相手側の同意もまた得られなければならない。この同意が得られないときは、調整試験研究所がその分析を実行するものとする。

消費国の買主が調整試験研究所の分析結果を受け容れることが出来ないときは、当該国の国立規格研究所が、自らこれを引受け得る機器、経験を有するものと見なした場合に限り、その分析を引受けることが出来る。国立規格研究所の分析結果が地域試験研究所と調整試験研究所の双方、或はいずれか一方の試験結果と異なる場合は、本件は国際ゴム協会運営委員会に付託され、最終決定されるものとする。

本項の目的のために、マレイシア・ゴム研究所の規格研究所が調整試験研究所として指名されている。

公認地域試験研究所の名簿は「術語解説」の項に掲載されている。

(ii) ブロック又は船荷証券数量の品質が当該技術規格書の規格値に達していない場合は、そのブロック又はその船荷証券数量は、善意にあらざる船積と見なされるべきものとし、当該買主は、(事情に応じて)その

ブロック又はその船荷証券数量の引取り拒否を主張すべき選択権を有するものとする。この権利は、買主が分析者の報告書受領後5営業日以内に行使されるべきものとする。

(B) 包装状態にかかるクレーム

ブロック又は船荷証券数量が本契約条件の包装規格条項に準拠していないときは、このゴムは買主と売主が合意した公認検査人により、又は買主代理人と売主代理人の共同により検査されるものとする。その検査報告書には、パッキングの外部損傷にかかる条項を含むべきものとする。

同報告書が、そのパッキング状態が輸送中の取扱いには関係のない要素に起因する旨を示しているときは、このゴムは受け入れられるべきであり、話し合いにより解決出来ない場合は、値引き額は地域アービトレーションセンターにより査定されるものとする。但し、このような値引き額の査定が行われるのは、仲裁々定人が出荷されたそのゴムは善意の契約履行であった、と認める場合に限る。仲裁々定人が、ブロック又は船荷証券数量が包装状態について善意にあらざる船積みであると決定するときは、(事情に応じて)ブロック又は船荷証券数量の引取り拒否を主張する選択権を有するものとする。この権利は、仲裁々定書受領後5営業日以内に行使されるものとする。

(C) クレーム — 一般条項

(i) クレームを立証するための1個又は複数個の見本は、本契約書に明示された揚地港における荷揚げ日から75日以内に、買主により、売主又はその委任代理人に対し提出されなければならない。この期間は、その遅延が最終買主にとってはどうすることも出来ない状況に起因する場合は、当事者間の合意により、又は仲裁々定人の裁量により、延長することが出来る。

見本抽出、管理、分析、迅速な空輸の費用、及び買主代理人の正当な

経費 (expenses) と費用 (charges) は、クレームが正当と認められる場合は売主により支払われなければならない。但し、この費用 (charges) が仲裁々定額に等しいか、又はそれを越える場合は除くものとし、その場合は、仲裁々定人がこの費用をいずれの当事者に課するかにつき、裁量の権限を有するものとする。

(ii) 苦情の根拠を明記した最終クレーム通告書は、上記見本提出期限満了日後 5 営業日以内に買主により売主又はその委任代理人に提出されなければならない。見本提示以前に提起されたクレームは、見本が提出されなければすべて無効となる。

(iii) 本契約条件でいう工場とは、工場の目的のために工場所有者が占有して貯蔵を行う建物を含み、これが工場の敷地内にあるかどうかを問わない。

(iv) 更に、売主は、買主が希望するときは、品物を検査するための目的地として契約書で明示されている港の代りに 1 カ所又は数カ所の工場を指定することに、同意する。但し、船舶から工場までの輸送及び保険コストは、常に買主負担とすることを条件とする。工場内における品物のリスクは買主負担とする。

(v) 引取り拒否の場合においては、売主は、公認分析者の報告書又は仲裁々定書の受領後 10 営業日以内に、買主に対し、電報で、ゴムを返送する倉庫を指定し、併せて見本抽出、検量及び保険に関する指示を与えなければならない。買主は、過度の遅滞なくこの指示を実行し、かつ輸送中のゴムに付保しなければならない。買主は、運送保険料を含むその返送費用を売主に請求する権利を有するものとする。ゴムを倉庫に引き取る費用及び荷役作業と見本抽出の費用は、売主の負担とする。

品物が倉庫を経由することなく、1 箇所又は複数の工場に引渡される場合、又は品物の一部が倉庫に搬入され、残りが倉庫を経由することなく、1 箇所又は複数の工場に引渡される場合は、港到着以後の品物の移動も、また 1 件の契約数量が 2 箇所又はそれ以上の工場に分割引渡され

ることによる積荷の分割も、これをもって買主が引取りに同意したものとみなされず、買主のクレーム申し立ての権利又は引取り拒否の権利が失われることにはならないものとする。

(D) 重量にかかるクレーム及びすべての仲裁に関する明細報告は、国際契約委員会に提出されるべきものとする。

9. 契約の履行不能

売主が天災、主権国の法律、議会統治、戦争又は戦争類似行為の影響、封鎖、政治的又は社会的騒擾又は暴動、騒動、ストライキ、ロックアウト、労働者の団結又は売主が予期することは合理的に期待出来ずかつ制禦し得ないその他の事由のため、本契約書で決められた期間内に所定の義務を履行することが妨げられ、かつ当該事由がその発生した日から12ヶ月間にわたり継続した場合には、履行が妨げられている船積み、又は引渡しにかかる義務、並びにこれに関する支払いはキャンセルされるものとし、またこのキャンセルから生ずる損失又は損害に関しては、一方の当事者から相手側当事者に対し、賠償請求は提起されないものとする。

これらの事由が12ヶ月未満の期間にわたり継続した場合は、当該事由終熄後可及的速やかに、いかなる場合も終熄後6ヶ月より遅れることなく、未履行船積み分は出荷され、また本契約下の未履行義務は実行されなければならない。

10. 申告

売主は、買主に対し次のとおり申告すること。

(A) 船積申告書

船積申告書は、売主又は売主の委任代理人により発行され、契約番号、主要荷印、梱包の数、重量、船名及び船荷証券の日付を明記しなければならない。

(i) 船積申告書は、船荷証券の日付又は通し船荷証券に記載された外洋航行船舶への初回積替え日起算12日以内の受領を保証するため、電

報又は他の十分な手段により発行されなければならない。(下記(iii)項の規定を条件として)

(ii) 売主が船積申告書の発行を上記(i)項明記の期日以内に行うことを怠った時は、買主はこれにより被った損害を立証し、その補償を要求する権利を有するものとする。

(iii) 船積申告書は、いかなる場合にも、船積期限最終日に続く21歴日目を過ぎて、売主又はその委任代理人により発行されてはならないものとする。

この期間内に船積申告書が発行されなかった場合、これは義務不履行を構成するものとし、その日以前に、話し合い解決がなされない場合は、船積期限最終日に続く22歴日目をもって、逆仕切りのための義務不履行日として定めた日とみなされる。

(iv) 本契約条件に準拠していることが明確な船積申告書は、買主の同意なしにはこれを撤回又は変更することができない。ただし、売主が適切な証拠を提出できる善意の過失による場合は、この限りではない。

(B) 一般事項

この契約に基づき発せられる通知は、すべて受取人である契約当事者の最終確認営業場所に宛てしかるべく迅速に行われなければならないものとする。

すべての当事者は、すべての通知又は申告につき、その受領を発送人に通知しなければならない。

ある行為が所定の日、又はそれ以前の日に行われなければならないが、その日が非営業日である時は、本契約条件に反対趣旨の規定がない限り、その行為は当該日の次の営業日又はそれ以前に行われなければならない。

11. 海上運賃

C. & F.及びC. I. F.契約による海上運賃は、売主負担とする。海上運賃の変

更は、海運同盟が海上運賃規則の下で通告なしに変更する権利が与えられている状況から生ずる時は、それが契約後、海上運賃支払日以前に行われた場合は、すべて買主と売主が均等に負担するものとする。

12. 仲 裁

(A) 本契約の当事者の一方が、相手側の義務不履行が発生したことを申し立て、和議が不調に終わった時は、当該紛争は、仲裁々定人に委ねられるものとする。仲裁人が義務不履行が発生したことを認める裁定を下した場合は、契約は（以下に定める）価格及び重量をもって終結するものとする。この価格は、義務不履行発生日における当該契約ゴムの推定市場価格とするか、又は仲裁裁定人の裁量で契約価格の1%以上の違約金を加算するか、もしくはその額の被害当事者国通貨換算金額を加算して、設定される価格とする。

(B) 仲裁は、すべて下記(C)に掲げる指定仲裁センター所在の協会の規則に準拠し実施されるものとする。仲裁裁定に従い決済されるべきすべての値差は、裁定人が別途指示せぬ限り、それが義務不履行にかかるクレーム、品質にかかるクレーム、又はその他のクレームのいずれから生じたものであるかにかかわらず、裁定書受領後7営業日以内に、現金で支払われるべきものとする。上訴が行われる場合は、支払いは上訴結果判明まで延期することが出来る。しかし、（上訴裁定において）仲裁裁定が支持されたときは、その支払額には勝訴当事者国の銀行利率による金利が付加されるものとし、その支払いは上訴結果が敗訴当事者に通知された日から3日以内に行われるべきものとする。

(C) 本契約書から生ずるすべての紛争は、買主と売主が別に合意した場合を除き、以下に掲げる指定仲裁センターにおいて解決されるものとする。

仕向港の地域

地域仲裁センター

北・中米

——— ニューヨーク

英・欧州大陸

——— ロンドン

オーストラレイシア、
アジア（日本を除く）、
アフリカ、南米 ————— シンガポール・クアラルンプール・
ジャカルタ（ジョイントパネル）
日本 ————— 東京

本契約書は、当事者の居住地又は国籍がいずれにあるかを問わず、仲裁が実施されるべき国の法律に従い解釈されるものとし、かつその履行状況は、すべての契約条項と付随条件について、裁判権の目的のため、当該仲裁実施国において正しく判断されるべきものとする。また、（場合に応じて）当該国の裁判所又は仲裁人は、本契約の下に生じ得る一切の紛争につき絶対的管轄権を有するものとし、その決定は、いかなる国においても最終判決として、強制執行し得るものとする。

(D) 同一当事者間において2件以上の契約が存在し、これが協会規約に従い打切られるべきときは、これらの契約に関する計算書は、一方の当事者から相手側当事者に支払うべき金額について発行されるものとする。一方の当事者から支払われる金額は、相手側から支払われるべき金額と相殺されるべきものとし、その残額だけがいずれかの当事者に、それぞれ請求されるか、又は支払われるべきものとする。

(E) 契約の主要事項と契約条件が同一か、又は日付、数量、又は価格を除き同一であるときは、すべての仲裁は、第一売主と最終買主の間、又は売主・買主の委任代理人同士の間で行われるべきものとし、その仲裁に従い下された裁定は、協会に対する上訴権を条件に、すべての中間介在者をも拘束するものとする。但し、中間介在者に関する限り、契約条件は適正に履行されていたことを条件とする。

13. 用 語

本契約条件において、文脈が別のことを意味しない限り、単数だけを意味

する言葉は複数を含み、また複数だけを意味する言葉は単数を含むものとする。また、人を意味する言葉には会社及び法人を含むものとする。

14.

個々の契約書における些細な印刷誤植は、契約を無効にするものとは見なされない。

15.

本契約書の用語解釈の相違から生ずる紛争は、国際契約委員会に付託されるものとする。

本契約書を使用する国際ゴム協会会員団体から提案されたすべての特別条項は、その採択に先立ち国際契約委員会に通知されなければならない。同委員会において、当該条項は単一団体の特別取引条件の一部を構成するよりもむしろ本契約条件の一部を構成することが適切であると認めた場合は、同委員会は、その旨関係団体に通知するものとし、また本契約書使用者はかかる特別条件に拘束されないものとする。国際契約書に規定する契約条件及び決済条件は、当該問題が解決されるまでは優先適用されるものとする。同委員会は、通知を受けた特別条項はいかなるものも、全会員団体に通知する責任を負うものとする。

本契約条件書を使用している会員団体は、他の会員団体の特別取引条項を受理、確認するまでは、当該条項に拘束されないものとする。

術語解説

国際契約委員会とは、1971年9月24日オタワで開催の国際ゴム協会創立総会において任命された同協会運営委員会又はその継承機関を意味するものとする。

「最も近い数字まで記録された重量」とは、重量が下方数値はもとより上方数値をも読み取り得ることを意味する。記録された重量が正確に中間点にあるときは、上方数値を読むものとする。

「正確な比例度合」とは、1000における1の正確度を意味する。例えば、

100キログラムにおける100グラム

200キログラムにおける200グラム

250キログラムにおける250グラム など。

当分の間、公認地域研究所とは次の試験研究所とする。

ゴム研究所 (ボゴール)

ゴム研究所 (メダン)

ゴム研究所 (パリ)

マレーシア・ゴム生産者研究協会 (英国)

スリランカ・ゴム研究所 (スリランカ)

マレーシア・ゴム研究所 (クアラルンプール)

ゴム研究所 (南タイ・ハジャイ)

ベトナム・ゴム研究所 (ホーチミン市)

プラスチック・ゴム研究所 (オランダ)

ポリマー科学研究所(アクロン大学) (米国)

シンガポール規格・工業研究所 (シンガポール)

化学品検査協会 (日本)

インド・ゴム研究所 (インド)

上記以外の研究所が調整試験研究所により承認された場合は、上記のリストに追加され、会員団体に通知される。

「通し船荷証券」とは、当分の間、外洋運送業者の業務代行権限を有する地方運送業者が発行し、目的地へ出航する特定の外洋航行船へ船積みするこ

とを求める船荷証券を意味するものとする。

この船荷証券は、最終運送業者の証券で、その権限を有する業者については事務局を通じ、すべての国際ゴム協会会員に登録されるべきものとする。(上記定義は、必要に応じ、当を得た修正が加えられるものと、理解されている。)

「公認サンプラー」とは、国際ゴム協会事務局保有の公認サンプラー名簿に掲げられている者である。

「締出し」とは、船腹がすでに予約されていた船舶にゴムを積載することが船社により認められない時に発生するものと見なされる。

FOB 契約条件においては、

- (1) 売主は、指定船積港において、当該港の慣習的方法に従い、指定日又は指定期間内に、貨物を買主指定船舶に積込み、引渡さねばならず、その上、貨物が本船上に積込まれた旨、遅滞なく買主に通知しなければならない。
- (2) 買主は、自己の費用で傭船するか、又は船舶上に所要船腹を予約せねばならず、また船名、積込みバース名及び本船への引渡し日につき、売主に対し適切な通知を与えなければならない。
- (3) しかしながら、売主が契約上の船積期間内に代替船を要求した場合は、買主は、その同意を不当に遅らせてはならない。

日本ゴム輸入協会・特別取引条件

(日本向け特別条項)

1. ベール重量の均一性

(第2項「検量」にかかる特別条項)

※ 本特別条項は、1983年6月17日の国際ゴム協会臨時総会において、国際契約条件第2項「検量」Cとして採択されたので、特別条項としては削除されるべきものである。

1ベール当り重量の過不足は、たとえ出荷総量については第1項「数量」に規定する許容範囲内であっても、契約書規定標準重量の3%を越えてはならないものとする。

上記規定に反するベールは、第5項「包装規格」で記述する欠陥を有するパッキングと見なすものとする。

2. コンテナ積みにかかる「積込済」船荷証券

(第4項「船積み」にかかる特別条項)

船積書類には無故障「積込済」船荷証券を含むものとする。

「積込済」船荷証券の日付は、船積日と支払日とを構成するものとする。

無故障船積書類とは、品物及び/又はパッキングの欠陥状態を明示する「故障摘要条項」又は「覚え書」のない書類である。

3. 包装用パレット

(第5項「包装規格」にかかる特別条項)

i) 生産者は、パレットの構造について、せん孔虫の被害を受けにくい種類の木材を使用することを、可能な限り保証しなければならない。

ii) 上記(i)に該当する木材以外の木材が使用される場合は、当該木材には化学的処理を施し、せん孔虫の被害を受けないようにするものとする。

iii) T S R 証明書は、パレットに使用した木材がせん孔虫の被害を受けない種類のものか、又は化学的処理を施こされたものかについて、これを明記するものとする。後者の場合には、化学処理の処方が明記されるものとする。

4. 第5項「包装規格」にかかる欠陥パッキング

- i) ポリエチレン・バッグの亀裂のため、数ペールが相互密着した状態で発見された場合、それらは欠陥包装と見なすものとする。
- ii) ポリエチレン・バッグが熱処理で適切に密封されず、開口部が一重結びでくくられているものは欠陥包装と見なすものとする。

5. 異物混入

(第6項「品質」にかかる特別条項)

異物がペール内部で発見された場合、売主は、その発見された時期及び場所にかかわらず、その損失に対し補償を行わなければならない。

この輸入契約書（和訳版）は、日本自転車振
興会から競輪収益の一部である機械工業振興資
金の補助を受けて作成したものです。